

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

## 産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](平成29年05月度)

対象期間：平成28年05月01日～05月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二-イ、規十二条の七の五-イ]

種 類		数 量 <sup>※1</sup>
産業廃棄物	廃油	6,959 kg
	廃酸	1 kg
	廃アルカリ	39 kg
	廃プラスチック類	26,134 kg
	紙くず	0 kg
	木くず	0 kg
	繊維くず	0 kg
	ゴムくず	0 kg
	金属くず	1,618 kg
	ガラスくず及び陶磁器くず	1,876 kg
特別管理 産業廃棄物	引火性廃油	1,837 kg
	廃油(有害)	6 kg
	廃酸(有害)	1 kg
	廃アルカリ(有害)	0 kg
	感染性廃棄物	125,773 kg

※1・・・kg以下は四捨五入

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ]

	燃焼ガス温度	集塵機流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度
測定位置	別紙1の①	別紙1の②	別紙1の③
測定結果が得られた日	平成29年05月01日～05月31日	平成29年05月01日～05月31日	平成29年05月01日～05月31日
測定結果	別紙2のとおり <sup>※2</sup>	別紙2のとおり <sup>※2</sup>	別紙2のとおり <sup>※2</sup>

ばいじんの除去の実施状況と措置[規十二条の七の二-ハ、規十二条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	平成29年05月01日～05月31日	平成29年05月01日～05月31日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ]

		6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置		別紙1の③	別紙1の③
採取した年月日		平成29年1月31日	平成29年1月31日
測定結果が得られた日		平成29年2月20日	平成29年2月20日
ダイオキシン類		0.099 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	
ばい煙量又は ばい煙濃度	硫黄酸化物	0.0064 m <sup>3</sup> N/h	/
	ばいじん	0.0066 > g/m <sup>3</sup> N	
	塩化水素	38 mg/m <sup>3</sup>	
	窒素酸化物	61 ppm	

※2・・・連続記録紙は焼却施設操作室にて開示